

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第94条 牽引自動車と被牽引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、次項から第5項までに掲げる基準とする。

2 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

一 次号に定める牽引自動車以外のものに牽引される場合にあっては、協定規則第13号の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合すること。この場合において、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13号の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

ハ 法第75条の3第1項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

二 最高速度25km/h以下の牽引自動車に牽引される場合にあっては、第93条第5項第2号、第8号及び第10号の基準

3 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで第93条第5項第2号及び第4号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 最高速度25km/h以下の牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、被牽引自動車（第93条第6項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの又は保安基準第12条第2項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。

5 最高速度25km/h以下の牽引自動車及び被牽引自動車（第93条第6項第2号ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。